

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	高知県域の自治体史誌と近世史用語「異国船」
Author(s)	鴨頭, 俊宏
Citation	史学研究 , 305 : 173 - 190
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055674">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055674</a>
Right	
Relation	



# 高知県域の自治体史誌と近世史用語「異国船」

鴨 頭 俊 宏

## はじめに

高知県域の自治体史誌と近世史用語「異国船」(鴨頭)

わが国で展開された自治体史誌(以下「史誌」と略記)編さん事業の歴史は、大雑把には次のとおり整理されよう。すなわち、戦前期は天皇制国家と郷土に暮らす個人との関係を投影させようとする、郷土史(誌)の刊行が盛んで、終戦から年数の経たない一九五〇年代も、中央(国)に従属的な地方というニュアンスを残す、地方史の研究が進展した。こうした流れのまま六〇年代、高度経済成長と前年代「昭和の大合併」<sup>1)</sup>によって全国的に史誌の刊行が盛んとなりはじめる。ところが、七〇年代に入って住民の主体性と地域の個性とを評価しようとする、地域史研究が本格化し、八〇年代、都道府県史を含めて全国的に史誌刊行がピークを迎えた。九〇年代の後半は峠を越えて落ち着くものの、二〇〇〇年代

に入ると「平成の大合併」で、合併対象の町村を中心に再び刊行数が増加していく。こうした流れにおいて、研究の組織化を進めつつ郷土史↓地域史の変化に応じながら、一般の人々が読みやすい史誌への改善は進められたと評価されている。<sup>2)</sup>

こうした動向に対して二〇一〇年代、編さん事業自体の価値を問う「自治体史(誌)論」が日本史学界で新たに本格化することとなった。例えば、日本歴史学会は平成三十年(二〇一八)、その会誌『日本歴史』第八三六号で『新年特集』「自治体史を使いこなす―自治体史編纂を振り返る―」を組み、実際に各地で事業に携わった研究者が経験の後進の研究者に残すための小論文を複数掲載する。次に、地方史研究協議会は令和元年(二〇一九)、その会誌『地方史研究』第四〇〇号で『記念特集』「地方史研究の現在」―地域持続と地

方史研究」を組み、編さん事業が完了済みと現在継続中それぞれの自治体について今後の研究のあり方を提起する小論文を複数掲載した。また一方、各地の現場レベルでも、関東近世史研究会や弘前大学國史研究会など複数の研究会が企画を立てながら、議論の内容を、会誌をつうじ発信するようになっていた。ただ、こうした動きが本格化していくにつれ課題点も明らかとなってきた。すなわち、地域史研究や研究者の立場から事業の意義を説明しようとするあまり、一般的な読者の視点が欠けるようになったのではないかと疑問のことである。読者に対し読むこととした史誌の描く地域史像を正しく説明してそれへの向き合い方を理解させるには、まず、その都道府県域全体的な編さん傾向をわかりやすく描きだす作業が必要であろう。しかし、この作業は現状、事業の意義を提唱するのに比べ鍛えられているといえない。

右の課題に対して筆者は、平成三十年より、ある一つのキーワードを設定し冊ごとにそのキーワードがいかに取りあげられたのかを一覧表に示す方法を提起している。これまでは、史誌現代通史編の編さんと同時並行的に歴史を歩む「モータリゼーション」(車社会化、motorization)「一つに限定し、中四国地方の県を対象フィールドにしながら論考の発表を積み重ねてきた。次に本稿で取り組みたいのは、モータリゼーションの場合と異なり、すでにその歴史の歩みが終わっている前近代のキーワードにつき傾向を捉える作業である。すでにその歴史の歩みが終わっているということは、すなわち当

時の現状でなく学界の研究動向に対応しながら通史編を執筆することとなり、この対応の違いが自治体ごとの個性を説明する材料にもなるだろう。

そこで具体的には、江戸時代を支えたいわゆる「鎖国」体制における異国船をキーワードに、現在の高知県域を対象フィールドに、設定して史誌の分析を試みたい。高知県は、海に面しており、江戸時代には土佐藩が外様大藩として旧土佐国域を治めつづけた。すなわち、一つの藩領がほぼそのまま県域となるパターンに位置づけられよう。全体像こそ把握できていないものの、太平洋の沖に日本海流(黒潮)が流れることから当時、外国船の漂着事件が領内各地で発生しており、複数市町村の史誌通史編で言及されている。また、筆者が前稿でモータリゼーションをキーワードに現代通史編の分析を済ませた県の一つでもある。ゆえに、本稿と前稿双方の分析結果を対比させることで、一つの県内における時代区分ごとの編さん傾向の共通と相違を見おししながら、筆者の取り組む、既刊の史誌との向き合い方<sup>⑦</sup>の研究を、一つ上の段階へ推し進めたい。

## 第一章 課題の限定と研究方法

まず、本稿で取り組む作業について、どこまで明らかにされ、現在何が問題となっているのか。そして、何を新たに説明したいのか。順に述べておこう。

## 第一節 日本近世史用語「異国船」をめぐる問題

本稿のようなテーマで異国船をキーワードに選ぶのが適当な理由の一つに、史誌編さん事業が進展した時期、研究者のあいだでその用語の使い方に不一致があった事実を挙げられよう。具体的には『広辞苑』が異国のことを単純に「外国」とつくに<sup>(8)</sup>と説明しつづけるのに対し、平成九年(一九九七)

に山川出版社が刊行した『日本史広辞典』の「異国船」項では「海外から来航した船の総称」としつつ「近世初期には南蛮船・紅毛船・中国船・朝鮮船などだったが、鎖国体制がしかれると日本と通商・通信関係をもつ中国・朝鮮・オランダ船を除く船をさした。江戸後期に日本近海に出没したイギリス船・アメリカ船・ロシア船などはこれにあたる」(傍点は筆者による。以下、傍線を含めて同じ)と明記している。つまり日本史学の用語としては「鎖国」成立後に通商・通信関係の有無で外国に異国か否かの区別をつけるといのだが、その言葉は、当時の幕府が触書で厳密に取り扱っていたとまでいえない。例えば、幕府海事の記録を編さんした『通航一覽』には、

寛永十七年庚辰年、異国船何國の浦に漂着すとも、長崎(六四〇)に護送あるへき旨命せらる(中略)、貞享三丙寅年八月、また其よしを觸らる(中略)

寛永十七庚辰年六月三日、南蠻かれうた船(六六六)按ずるに、こはかの商船の稱呼にして號語なり、渡來のとき、速に斬罪に行ふへき旨御書

付の内、

かれうた外、唐船并異国船着岸之時は、此以前御仕置

之如く、早く船中之人數を改め、陸地へ上せ、長崎へ

可送遣之事、古記録

寛永十八辛巳年、唐船、阿蘭陀船并朝鮮船共に何國へ令

漂着とも、其處より挽船を相添、長崎御奉行へ可送届旨

被仰出之、其外諸外國之船并人とも、何方へ漂着之節も

可准之、長崎志

という触書が収録されている。これは、寛永十六年(一六三九)にポルトガル船の来航を禁止し「鎖国」体制が完成したあと、国内に漂着する外国船の取り扱い方を規定したものである。

傍線Aの部分のとおり漂着した異国船全体を対象にしておきながら、付帯事項にある傍線Bの部分を見れば(すでに通商・通信の関係がないポルトガル船を意味する「かれうた」のほか、の表記は気になるものの)、中国から来航する船、また中国式のジャンク構造の船を意味する唐船(十)と異国船を別のものとして並列させてある。また、傍線Cの部分につき唐船・オランダ船・朝鮮船のほか「諸外國之船」と、別の表現を用いていることがわかる。

こうした曖昧な言葉づかいは当時の地方社会にも影響しており、中国船漂着事件を記録した古文書にも表紙や本文に「異國」あるいは「夷國」の文字を確認できる。それはおそらく、春秋・戦国時代以来中国の華夷(夷狄)思想に影響を受けながら夷國を、異國と同音同義語的に用いたことによるものではないだろうか。

真相こそ不明であるものの当時のこうした実態が各地から研究論著をとおし説明されれば、研究者のあいだでもおのずと、はば広い意味で用語「異国船」を使うようになってくる。

例えば松尾晋一氏は、前掲『日本史広辞典』の刊行後にあたる平成二十二年(二〇一〇)に「『異国船』と『南蛮船』は区別され」ていたとしつつ「『異国船』は南蛮船を含んだ意味で使用されている。『異国船』とは、『異国』船の総体として使用されていたと考えられる」と、史料文言にもとづき見解を述べた。また、愛媛県大洲市のように、史誌編さんのかで初版で「夷」と表記していた箇所を改訂版では「異」に書き改める事例もあった<sup>13)</sup>。その表記に当初込められた意図よりも差別的な表現を避けることのほうを優先させた判断なのであろう。

このように、日本近世史研究では異国船という用語を、辞典で説明されたものと異なる意味で使う場合がある。こうした研究史が、史誌編さん事業の歴史にいかなる影響を与えていくのだろうか。本稿の考察における着眼点の第一に挙げたい。

## 第二節 高知県域における「鎖国」期の異国船

次に、当時の土佐藩領における外国船対応史で明らかにされていることを整理したい。ここでは、二点にまとめて述べる。

一つは、漂着事件史全体像の把握についてである。江戸時代をつうじ土佐藩領へ漂来した外国船の総数は、前述のとおり明らかでない。あくまで史料に残されたものでいえば十一

件で、内訳は琉球船四、中国船六、国籍不明の「異国船」一とされている<sup>14)</sup>。ただ、十四件あったとする意見もあり、今後史料の精査が必要であろう。

二つめは、領内における対応ネットワークの整備である。

高知県庁のインターネットHPによれば、高知県域の海岸線は延長約七一三kmもある<sup>15)</sup>。ならば、どこの海岸に漂着しても迅速に対応しうる、その規模に応じた情報と人的組織のネットワークが必要となる。こうした事情もあり、高知県域の史誌には、実際に起きた漂着事件の詳細よりも藩庁の通達にもとづき整備されたそれら機能のほうに重点を置きながら、説明しようとするものが現れてくる。例えば平成二十年(二〇〇八)に刊行された『赤岡町史』改訂版では、高知海南史学会が作成した、県域全体の海岸に設けられた遠見番所・民兵屯所・火立場・砲台の配置図を掲載してある<sup>16)</sup>。

すなわち、史誌の編さんでは、漂着事件の実際よりも藩庁の想定のほうで整備を通達した記録にもとづきながら、用語「異国船」を理解し通史編を執筆していたのではないだろうか。当時の領内でこうした通達をとおし異国船の言葉の意味を共通化していたと考えられるだけに、その可能性にも着眼すべきである<sup>17)</sup>。

## 第三節 研究方法

右に述べた実情にある高知県について史誌の編さん傾向を、既発表の論考と同様の方法を用いながら説明したい。以

下、四点に整理しよう。

① 高知県域で刊行された史誌のなかから、いわゆる「平成の大合併」直前に存立していた自治体につき近世通史編を含む冊をすべて選ぶ。

② 一冊ごと、何年に刊行され、江戸時代の「鎖国」下異国船対応史について、どの時期の何にいかなるレベルまで言及しているかが一覧できる表を作成する。

③ 全国的な史誌編さん事業の動向を鑑み、刊行のピークを迎える一九八〇年代半ばを基準にしつつ時期区分ごとの分析表も作成する。それにより、時期区分ごとの変化を数値で捉えていく。

④ 既発表の論考で試みた現代通史編におけるキーワード「モーターゼーション」の場合の分析結果と比較する。

こうして、同一の県域で刊行された史誌につき、対象の時期区分ごと、キーワードごとの編さん傾向を描きながら共通点と相違点を見出すとともに、既刊の史誌との向き合い方を正しく説明できるようにしたい。

## 第二章 史誌の分析

### 第一節 史誌の刊行状況

では、史誌の分析を始めるにあたりその刊行状況を、表1を用いつつ説明しておこう。この表は、高知県域の史誌につき通史の近世編と現代編とで区別をつけながら、年次別刊行

冊数の動向とキーワードに関するできごととにいかなる関連性があるのかを一覧できるようにしたものである。具体的な読み取り方は、表の下にある註で確認されたい。

現代編については前稿で論及済みにつき、ここでは近世編を中心に整理を試みよう。地方における異国船対応史研究の本格化は、昭和四十三年(一九六八)に金指正三氏が、海難救助に関連して外国船の国内漂着事件にも論及する研究書<sup>⑩</sup>を出版したことを要因に挙げられる。そのあと、全国的に史誌の編さんが本格化するにともない、各地で関連史料の渉猟も進んだ。高知県の特徴は、その昭和四十三年に『高知県史』近世編が刊行されたことにある。すなわち、県史が、県内市町村の積み重ねた史誌や学界の研究成果を土台にしながってきたのではなく、逆に、異国船対応史研究本格化の初期に位置するのであった。

さて、全国的には刊行数のピークを迎える一九八〇年代の半ば、関西大学の東西学術研究所が唐船漂着の本格的な史料集<sup>⑪</sup>を刊行しはじめた。議論は、この時期から前掲『日本史広辞典』の刊行(表中三つめの★印)までさらに発展を続けて、海防体制<sup>⑫</sup>、東アジアの国際的な漂流民送還体制<sup>⑬</sup>、公儀浦触(勘定所など幕府諸機関が、海事に関して途中藩権力を經由せず直接に対象の浦々や海辺つきの村々へ宛てて発給する公儀触の一種)をつうじた国内の通達ネットワークなどの専論が相次いで打ち出されるようになった。しかし高知県域の場合は、こうした議論の発展と相反するように九〇年代以降、

表1 高知県域における近世・現代の通史編を含む史誌の刊行動向

西暦 (年)	和暦 (年)	近世異国船対応史研究に関する主なできごと	刊行数		公共交通に関する主なできごと
			近世	現代	
1964 まで	昭和39 まで		8	2	1964年、山陽本線は全線で電化して東海道新幹線が開通。
65	40		●	●	●名神高速道路が全通。
66	41		●	●	
67	42		●		
68	43	金指正三、海難救助制度の研究。	●●○	●●	
69	44		●●	●●	
70	45		●●●	●●●	
71	46		●	●	
72	47				山陽新幹線の新大阪～岡山間が開通。
73	48		●●●	●●	
74	49		●●	●	土佐電気鉄道安芸線が廃止。国鉄予土線は全通。
75	50		●	●●	山陽新幹線の岡山～博多間が開通。
76	51		●●●	●●●	
77	52		●●	●●	
78	53		●	●	
79	54		●●●	●●	
80	55		●●●	●●●	
81	56		●	●●	
82	57	★高知県立図書館が『憲章簿』を翻刻して順次刊行。	●●●	●	
83	58				中国自動車道が全通。
84	59		●●●	●●●	
85	60	関西大学東西学術研究所、漂着唐船の史料集を刊行開始。藤田寛、海防論。	●	●	●大鳴門橋が開通。小松島線は廃止。
86	61		●●●	●●●	
87	62		●	●●●	●国鉄が分割民営化してJRに。
88	63	荒野泰典『近世日本と東アジア』		●	●瀬戸大橋開通。土佐くろしお鉄道が営業開始。
89	平成元		●●●	●●●	
90	2	水本邦彦、公儀浦触を提起。	●	●●	
91	3				
92	4		●	●	●新幹線でのぞみ号が運行開始。
93	5	★高知県立図書館が土佐国史料集成『南路志』を本格的に刊行。		●	●予讃線、高松～伊予市間の電化が完成。
94	6		●	●	
95	7	水本、公儀浦触通達ネットワーク論。	●	●	
96	8			●	
97	9	★『日本史広辞典』を出版。	●	●●	●山陽自動車道の本線部分が全通。
98	10	池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』			●明石海峡大橋が、高知自動車道も高知まで、開通。
99	11		●	●	●「しまなみ海道」が完成。
2000	12				
01～	13～		12	13	
小 計 (冊)			76	74	

註 (表の見方)

- 対象史誌「刊行数」の列について。対象としたのは、近世・現代の通史編を含む史誌の冊である。昭和40(1965)～平成12年(2000)間は、視覚的に年代ごとの刊行動向がわかりやすいよう市町村発行のもの1冊を●印1つ、県史1冊は、その枠を極太線で囲むとともに○印1つで表示している。
- もちろん、近世編と現代編を1冊にまとめて刊行した史誌もある。

史誌の刊行頻度が低くなる。平成二年(一九九〇)から現在に至るまで三〇年間で十八冊だから一年一冊のペースを大きく下回っている。刊行のピークは全国的な傾向と同じく八〇年代までだったといえよう。異国船対応のテーマに限っても、その法制史料を収録した高知県立図書館編『憲章簿』が八〇年代前半に(表中一つめの★印)、城下豪商家での編さん物ながら土佐藩史もう一つの基本史料集『南路志』土佐国史料集成版は九〇年代の前半に(表中二つめの★印)、それぞれ刊行されている。よって、八〇年代から九〇年代の初めまでが、該当史料編さんのピークなのではないだろうか。

次に、現代編の刊行状況と比べたい。表より、年次別刊行数の分布は似通うことがわかる。これは、町村を中心に、近世編と現代編を一つの冊にまとめて刊行する場合が多いことによるものである。もう一つ注目されるのは『高知県史』で現代通史編が未刊の点にある。すなわち、高知県域の場合には近世・現代ともに、通史編の見本となりうる県史が不在のまま史誌編さんを進めなければならない課題を有したのである。前稿では、モータリゼーションをキーワードにしながら現代編の編さん傾向を探った結果、見本となりうる県史が不在の代わり、先行の市町村史誌が後進自治体のモデルとなっていくこと、それが当該県の編さん事業史に個性を生み出すこと、を説明できた。ならば、異国船をキーワードとして近世編を見た場合どうなるのか。これを、双方比較における重要な着眼点としたい。

## 第二節 一覽表への整理とその見方

では、作成した表2について、見方を左側の列から順に説明しよう。対象としたのは、高知県を含め「平成の大合併」の直前にあたる平成十五年(二〇〇三)時点で存立していた地方自治体である。史誌は、刊行年代の順に、同じ年代のものは当時の自治体名の五十音順に、タテに並べた。

次に「複数冊で当該通史を担当した者」列について。史誌は、実際さまざまな研究者が複数自治体の編さん事業に携わりながら作成されるものゆえ、自治体のあいだで共通性を帯びてくる。その動向を捉えるべく、複数の史誌編さんに携わった人物が具体的に、どれほどの立場で携わったのかを一覧できるようにした。目印の見方は表の下の註をご覧いただきたい。実際には非公式な協力関係がさらに存在したのだろうが、ここでは、あくまで史誌の目次やあとがきなどに明記された情報によっている。

次に「時期区分ごとの言及有無」列について。まず、江戸時代を、七つの時期に区分した。具体的には、幕府成立以降の二〇〇年間は五〇年ごとに等分し(第I〜IV期)、異国船対応の問題で揺れ動く十九世紀については、幕府政策の変化に応じ、

第V期：化政期として、享和元(一八〇一)〜文政十二年

(一八二九) 間を対象にした。穏便な沿岸警備か

ら「異国船打払」へと政策の転換が見られる。

第VI期：天保期として、天保元(一八三〇)〜弘化四年



時期区分ごとの言及有無 (第Ⅰ～Ⅶ期)							備考	
I 17C前半	II 17C後半	III 18C前半	IV 18C後半	V 化政期	VI 天保期	VII 嘉永～安政		
用語の 表記	依拠 史料	用語の 表記	依拠 史料	用語の 表記	依拠 史料	用語の 表記	依拠 史料	
							○	72～73頁に、土佐藩による台場設置の概説あり。
							○	
	□		●	○	○□		○	363～367頁は、土佐藩「浦中定」の原文翻刻。469頁で、異国船等漂着における情報伝達に言及あり。
								ペリー来航以前の異国船対応には言及なし。
								191頁に「鎖国」政策に関する概説あり。
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
	●		●	■	●	●	●▲	420～421頁に、慶長～慶応年間における土佐藩領異国船漂着事件の一覧表あり。424～425頁に、寛文～慶応年間における土佐藩の海防対策史一覧あり。425～426頁には、年代不明であるものの土佐藩による異国船対応に関する触書の翻刻あり。
							○	「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								年代は不明だが67頁で、幕末期の異国船問題に言及あり。
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								大正9年(1920)初版、大正15年(1926)改訂再版、の復刻版。「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							●■	「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								492～495頁に、土佐藩領の公的伝達制度について「送番所と送夫」の概説あり。そのなかで、異国船対応関係の覚書史料を翻刻。
								昭和32年(1957)発行「安田文化史」の改訂増補版。86頁で、現安田町域をめぐる土佐藩領の番屋・火立場に言及。安岡大六は執筆途中に死去。
								82～85頁に、異国船対応にも関わる土佐藩水軍の概説あり。安岡は任期中に死去。
							○	
							○	「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								464～466頁に、土佐藩領幡多海岸部をめぐる狼煙網の概説あり。475～482頁に、慶長～慶応年間における幡多海岸異国船漂着・来航事件の一覧表およびその一部概説あり。743～746頁には、異国船対応にも関わって土佐藩領内に設けられた送番所の概説あり。
							○	
							○	「鎖国」下異国船対応に言及なし。
								寛政年間以後、外国の艦船が日本の近海に出没するようになった史実のみ言及。
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
	●	●	●		○	●▲	●	
	●■		●■		●▲	●	●■	442～443頁に、天保年間半ばのものと思われる土佐藩諸浦調査一覧表あり。702～716頁には、土佐藩領の狼煙網および遠見番所の概説あり。
								「鎖国」下異国船対応に言及なし。
							○	
							○	ペリー来航以前の異国船対応には言及なし。
							●	

表2 高知県域の史誌における「鎖国」下異国船対応への言及一覧

No	右の出版年	自治体名	江戸時代の通史を含む自治体史誌																		
			書名	編・巻	複数冊で当該通史を担当した者																
					安岡大六	近森敏夫	吉岡武雄	平尾道雄	山本大	松本実	橋詰延寿	岡本健児	横川未吉	上岡正五郎	橋田義博	橋田康欣	橋田麻秋	広谷喜十郎	矢野城楼	前田和男	高橋史朗
1	1952	田野町	田野文化史																		
2	1956	大野見村	大野見村史																		
3	1956	高知県	高知縣史	上巻																	
4	1958	高知市	高知市史	上巻																	
5	1962	大川村	大川村史																		
6	1963	大方町	大方町史																		
7	1963	物部村	物部村し(マ、)																		
8	1964	東津野村	東津野村史	上																	
9	1965	佐賀町	佐賀町郷土史																		
10	1966	馬路村	馬路村史																		
11	1967	室戸市	室戸町誌																		
12	1968	香北町	香北町史																		
13	1968	高知県	高知県史	近世編																	
14	1968	梶原町	梶原町史																		
15	1969	中村市	中村市史																		
16	1969	仁淀村	仁淀村史																		
17	1970	窪川町	窪川町史																		
18	1970	大正町	大正町誌																		
19	1970	西土佐村	西土佐村史																		
20	1971	三原村	三原村史																		
21	1973	池川町	池川町誌																		
22	1973	伊野町	伊野町史																		
23	1973	高知市	高知市史(複製版)																		
24	1974	大豊町	大豊町史	古代近世編																	
25	1974	須崎市	須崎市史																		
26	1975	安田町	新安田文化史																		
27	1976	安芸市	安芸市史	概説編																	
28	1976	春野町	春野町史																		
29	1976	日高村	日高村史																		
30	1977	吾北村	吾北村史																		
31	1977	宿毛市	宿毛市史																		
32	1978	土佐市	土佐市史																		
33	1979	土佐山田町	土佐山田町史																		
34	1979	本川村	本川村史																		
35	1979	本山町	本山町史	上巻																	
36	1980	赤岡町	赤岡町史																		
37	1980	安芸市	安芸市史	歴史篇																	
38	1980	芸西村	芸西村史																		
39	1980	土佐清水市	土佐清水市史	(上巻)																	
40	1980	葉山村	葉山村史																		
41	1981	大野見村	大野見村史																		
42	1982	大豊町	大豊町史	近代現代編																	
43	1982	佐川町	佐川町史	上巻																	

(一八四七)間を対象にした。薪支給与令を發するなど、異国船対応が再び穩便なものに変化した。

第Ⅶ期…嘉永〜安政期として、嘉永元(一八四八)〜安政

六年(一八五九)間を対象にした。ペリー来航な

時期区分ごとの言及有無 (第Ⅰ～Ⅶ期)														備考
I 17C前半	II 17C後半	III 18C前半	IV 18C後半	V 化政期	VI 天保期	VII 嘉永～安政								
用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	用語: 表記	依拠 史料	
														580頁で「中村市史」(No.15)における幡多地区来航・漂着14件への言及を紹介。
														155～156頁に、土佐藩領に設けられた道番所・浦方内番所の詳細な一覧表あり。186～191頁には、土佐藩領における情報通信制度の概説あり。
														718頁に、慶長～寛政年間までの土佐藩領異国船漂着事件一覧あり。720頁は、伊能忠敬測量団に関連しての言及。791～792頁に、安政～慶応年間における土佐藩領異国船漂着事件一覧あり。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														元の書名は「中土佐町の歴史」。土佐藩の海防対策に関わって、317～319頁に情報通信制度の、319～321頁に遠見番所の、321～322頁には火立場(狼煙網)の、それぞれ概説あり。そのなかで322頁に、享保7年(1722)現在土佐藩海防施設の一覧表あり。
														217頁では、ほかの史誌が「漂着」したと表現する明和8年(1771)ロシア船、寛政元年(1789)中国船について「停泊」と表現。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														323～329頁は、明和8年佐喜浜漂着ロシア船と、寛政元年羽根浦漂着中国船との概説。
														397～399頁に、異国船漂着史の概説、および慶長～慶応年間の幡多郡地域異国船漂着事件一覧表あり。土佐藩領に設けられた海防施設に関し、414～416頁に遠見番所の、417～422頁に火立場(狼煙網)の、422～424頁には浦々内番所の、それぞれ概説あり。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														112頁に、土佐藩の海防図(遠見番所・火立場・砲台など)あり。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														大正年間以前については年表整理が中心の構成。「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。
														「鎖国」下異国船対応に言及なし。

高知県の場合は、基準の1つとして、その行自体を太い枠線で囲むとともに太字・着色も施している。

指導をしたと明記されている者、を意味する。左から、史誌の刊行ごと登場順に並べた。

平成9年(1997)発行「日本史広辞典」の意味と異なる使い方をしていること、②(実線縦線)は「外国船」と表記していること、③(最ら「異国船」を説明していること、そして④(25%灰色)は、言及しているものの用語「異国船」の意味づけを明記していないこと、

▲印は地域社会の被支配者層によるそれ関係への独自の対応において、■印は異国船漂着事件とそれへの対応において、依拠した史同様の意味でありつつも、依拠した史料の所在・収録書名が書かれていないことを意味する。

高知県域の自治体史誌と近世史用語「異国船」(鴨頭)

の三つに分けた。どがあつて「鎖国」から開国へと転換する。そして、各時期の記述内容につき「用語の

表記」「依拠史料」の項目を設けてチェック作業を試みる。この分け方も表の註に示したが、最も重要なのは、用語「異

No	右の出版年	自治体名	江戸時代の通史を含む自治体史誌																
			書名	編・巻	複数冊で当該通史を担当した者														
					安岡大六	近森敏夫	吉岡武雄	平尾道雄	山本大	松本実	橋詰延寿	岡本健児	横川未吉	上岡正五郎	橋田康欣	橋田義壽	広谷喜十郎	矢野城楼	前田和男
44	1982	南国市	南国市史	下巻						◆									
45	1984	越知町	越知町史																
46	1984	十和村	十和村史																
47	1984	土佐町	土佐町史									◆						◇	
48	1984	中村市	中村市史	統編											◆				
49	1984	夜須町	夜須町史	上巻											◆				
50	1985	香我美町	香我美町史	上巻															
51	1986	土佐山村	土佐山村史																
52	1986	中土佐町	中土佐町史																
53	1986	中土佐町	中土佐町の歴史																
54	1986	奈半利町	奈半利町史											◇				◆	
55	1987	吾川村	吾川村史	上巻				◇	◇				◇	◇					
56	1989	鏡村	鏡村史																
57	1989	東津野村	東津野村史																
58	1989	室戸市	室戸市史	上巻															
59	1990	田野町	田野町史																◆
60	1992	野市町	野市町史	上巻															
61	1994	大方町	大方町史									◆							
62	1995	大月町	大月町史															◇	◇
63	1997	北川村	北川村史	通史編														◇	
64	1999	吉川村	吉川村史					◇											
65	2003	三原村	新編 三原村史																
66	2005	窪川町	窪川町史																
67	2006	香北町	香北町史																
68	2006	大正町	大正町史	通史編															
69	2008	赤岡町	赤岡町史 改訂版																
70	2009	東洋町	東洋町合併50年記念・べんり帳																
71	2009	西土佐村	永久保存版 西土佐村史																
72	2013	中土佐町	中土佐町誌																
73	2013	日高村	続 日高村史																
74	2015	いの町	いの町史																
75	2015	須崎市	須崎市史	平成二十六年編															
76	2017	黒潮町	黒潮町史																

註 (表の見方)

- 「自治体名」列について。いわゆる「平成の大合併」前の段階で、海に面していない自治体の名称は斜字とした。
- 「複数冊で当該通史を担当した者」列について。◆印は執筆を担当した者、◇印は監修のほか顧問・編集・助言・
- 「用語の表記」各列の網かけについて。①(最も濃い75%灰色)は用語「異国船」を中国船・琉球船も含めて用い、も薄い12.5%灰色)は、土佐藩法令史料集を高知県立図書館が翻刻し刊行した「憲章簿」(1980年代)に依拠しながら意味する。
- 「依拠史料」各列について。●印は異国船来航の事実や、幕府・藩の機関および役人によるそれへの対応において、料名とこの所在・収録書名とを明記する箇所が1つ以上あったことを意味する。○◇□印は、●▲■印とそれぞれ

国船」を前掲『日本史広辞典』などの辞典が定めた意味に対し忠実に使っているか否かである。加えて、辞典的な意味どおりでないものの土佐藩法令史料集『憲章簿』に収録された史料の文言にもつきながら使っているかもチェック項目にした。くり返しとなるが、高知県域の場合県史の近世編は、昭和四十三年に刊行されたあと新版が出ていない。新たに史誌を刊行したい市町村にとれば代わりに土佐藩異国船対応史の全体像を捉えられる資料が必要となるわけだが、その役割を史料集が果たしうる。実際いかほどそれが利用されたのかも、各史誌を評価するうえでの着眼点にしたい。

こうすることで、各史誌の執筆者が、何に影響を受けながら何を意識して異国船対応史を描いたのかが見とおせられる。それとともに、高知という一つの県域で時の流れに感じながらいかなる編さん傾向を示したかまで、視覚的に一覧できるといって表を仕上げてみた。

### 第三章 分析結果の整理と考察

では、表2の考察に入ろう。

#### 第一節 編さん傾向の整理

先に「時期区分ごとの言及有無」列から見たい。高知県域の場合は一九五〇年代から七〇年代の前半にかけ、県庁所在都市高知を含めて海に面する市が編さん事業を推進してき

た。具体的には高知市(表2 No.4、以下いずれもNoはこの表のもの)・室戸市(No.11)・高知県(No.13)・中村市(No.15)・須崎市(No.25)のことを指すのだが、いずれもおおむね、用語「異国船」を辞典的ではない意味で使っている。七〇年代の後半、海に面しない自治体による刊行が相次いだこともあり一時的に言及する比率は低下するものの、刊行が再び盛んとなる八〇年代そして九〇年代に入れば、再び辞典的でない意味で異国船を説明する史誌が増えてきた。この時期は藩政文書の研究が進んだこともあり、前掲『憲章簿』『南路志』など依拠史料を明記しながら通史を述べるものの比率が最も高い。

一方で、全国的に異国船対応の研究が進むとともに一般の人々がわかりやすい表現を心がけることを意識されるようになり、本文中で「外国船」と表記する史誌も増えてきた。依拠史料を明記しつつ本文で「外国船」と表記しているものとして、吾北村(No.30)をはじめ中土佐町(No.52)・野市町(No.60)・香北町(No.67)が挙げられよう。

ただ、二〇〇〇年代に入り時が進むにつれて、依拠史料を明記しながら通史を説明する史誌は明らかに減少する。

一九七〇年代以前の史誌に戻るような傾向である。その要因は編さんに携わる人脈に求められよう。次に「複数冊で当該通史を担当した者」列に目を移されたい。一九五〇年代から六〇年代にかけ県内の史誌編さんに携わった者、表でいえば左の安岡大六から横川末吉までの九氏は、八〇年代までさま

さまざまな史誌の編さんに関係していたことがわかる。むろん例外もあるが基本的にはこうした学問上の人脈をつうじ、六〇〜七〇年代における用語「異国船」の使い方を継承させるとともに、異国船対応史の説明方法が鍛えられていったということなのであろう。七〇年代の末ごろ、表でいえば上岡正五郎から右端の高橋史朗までの七氏が、前の世代から引き継ぐようにさまざまな史誌編さんに携わることとなる。ところが、この後継世代も、二〇〇〇年代に入ると正式には編さん事業に携わらなくなった。おそらく、実際には非公式な助言などをつうじて携わった部分もあるだろうが、その変化は、二〇〇〇年代は既刊の史誌を参考書にしながら独自に通史編を執筆するようになったことを意味する。『憲章簿』『南路志』など史料の文言を直接検討しながら通史を執筆したものが現れない理由も、そこにあるのだろう。

このように、高知県域の史誌における異国船対応史の説明は、九〇年代まで続く学問上の人脈のなかで共通性を帯びていた。その共通性には用語を辞典的な意味に注意しないまま用いる傾向こそあったものの、一方で人脈は、県内史料の研究を進めながら説明方法を鍛えていったのである。この人脈がもつ影響力は、二〇〇〇年代に入り刊行される史誌が如実に示したといえよう。

## 第二節 整理内容の考察―現代史用語「モーターゼーション」の場合との比較―

以上に述べた傾向が高知県域の史誌編さん事業のなかでどう位置づけられるのかを、表3を用いながら検討しよう。

この表は、高知県域で刊行された史誌について、年代ごとの刊行数に対し、本稿前章で試みた近世史用語「異国船」とすでに前稿で検討を試みている現代史用語「モーターゼーション」とがどれほどの比率で言及されているのかを整理したものである。まず、タテの区切りについては、昭和四十四年(一九六九)以前と平成二十二年以降とに刊行された史誌を除外したうえで、残る冊を、一九七〇年代から平成二十一年(二〇〇九)までのあいだで十年ごとに区分する。そして、各年代の刊行冊数を分母とし、表2に整理したとおり●▲■印を施した冊と、具体的な言及がないとして無印にした冊とを分子にして、それぞれが何%なのかを計算した。ヨコの列については、第Ⅰ・Ⅱ期、第Ⅲ・Ⅳ期、第Ⅴ・Ⅵ期をそれぞれ合わせ四つの時期区分としている。意味としては、開国前の三つの時期と開国後とで分けようというものである。対して現代編の場合、ヨコの列は前稿でおこなった時期区分をそのまま用いた。ここで近世史の場合と異なる点として要注意なのは、時期区分の意味である。近世史の場合は第Ⅶ期まですでに歴史を終えていることなのに対し、現代史のほうは、特に第Ⅲ・Ⅳ期が該当するのだが、ちょうど編さん事業と同時並行的に歴史を歩む事柄である。よって、適当に史資料を

表3 高知県域の史誌における時期区分別キーワード言及の傾向

西暦年代	対象冊数	近世通史編と「異国船」								現代通史編と「モータリゼーション」									
		I II期		III IV期		V VI期		VII期		I期		II期		III期		IV期			
		17C「鎖国」開始		18Cロシア船来航		19C前半 化政～天保		ペリー来航 後～開国		車社会の本格化、山陽新幹線岡山～博多開通以前		山陽新幹線、岡山～博多開通まで		山陽新幹線全通の1975年		山陽新幹線全通翌年～1984年まで			
		●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印	●▲■：無印		
1970年代	19 (%)	0	18 0	18 95	0	15 79	3 16	13 68	3 16	14 74	17 (%)	3 18	6 35	2 12	13 76	1 6	14 82	1 6	15 88
1980年代	23 (%)	4 17	17 74	6 26	13 57	7 30	10 43	9 39	8 35	26 (%)	5 19	9 35	1 4	16 62	6 23	17 65	10 38	12 46	12 46
1990年代	6 (%)	1 17	4 67	2 33	1 17	5 83	0 0	4 67	0 0	10 (%)	2 20	4 40	1 10	7 70	1 10	9 90	1 10	5 50	5 50
2000～2009	7 (%)	0 0	6 86	0 0	5 71	2 29	4 57	1 14	4 57	4 (%)	7 29	2 29	0 0	4 57	0 0	7 100	1 14	4 57	4 57
小計	55 (%)	5 9	45 82	8 15	34 62	17 31	27 49	17 31	26 47	60 (%)	12 20	21 35	4 7	40 67	8 13	47 78	13 22	36 60	36 60

註 (表の見方)

- 双方共通：「●▲■」「●▲」の各列にある数値は、対象史誌の一覧表整理において該当印を施した冊の小計である。近世は本稿の表2、現代については「中国四国歴史学地理学会年報」第15号(2019年)掲載筆者論説の表3を参照。
- 双方共通：「無印」の各列にある数値は、対象史誌のなかで何も印を施さない、すなわち具体的な言及がないと判定した冊の小計である。
- 近世：●▲■印の各意味は、本稿の表2の註に示したとおりである。
- 現代：●▲印については、公共交通・高速道路・モータリゼーションの問題に限定しつつ、●印は典拠が明記された統計表や図つきで説明しているもの、▲印は統計表・図の資料こそないものの新聞記事など文字の史(資)料を挙げながら説明しているもの、を意味する。

入手できる立場にあってもまだ歴史学の対象ではないという理由で言及されない場合があるだろう。

さて、表で示した数値をひととおり見れば、前年代からの変化が大きく異なっている部分として一九八〇～九〇年代の、極太線で囲んだところを挙げられる。具体的には、近世史の第VVI期と第VII期の%の数値を左から順に見ると、前の八〇年代が三〇―四三―三九―三五なのに対し、九〇年代は八三―〇―六七―〇となっている。すなわち、十九世紀の異国船対応史について依拠史料を明記しながら通史を説明しようとする比率が増えたのである。ところが現代史の場合、第III期と第IV期の数値を左から順に見ると、八〇年代が二三―六五―三八―四六なのに対し、九〇年代は一〇―九〇―一〇―一五〇となっている。すなわち、八〇年代には依拠資料つきで言及されていた事象が、九〇年代に入ると言及の比率が小さくなったのである。近世史のほうが比率を上げた要因は、表2の整理内容を踏まえれば、編さん事業に携わる研究者の人脈を維持したまま八〇年代に『憲章簿』を、九〇年代前半には『南路志』土佐国史料集成版を、それぞれ刊行したことにあるだろう。人脈と『憲章簿』『南路志』編さん事業とが県史を新たに刊行しない事態を補うだけの研究推進力となり、九〇年代、その成果が表れたのである。

このように、史誌では、同一の県にあっても時代区分・キーワードにより編さん傾向が異なることを、数値をとまなないながら説明できた。具体的には、その傾向は、二〇〇〇年代に

入ってからの変化より研究者の人脈と、現代史の場合との対比により県史の通史編を補うだけの基本史料集の刊行と、それぞれ相関的な関係を成すことがわかったのである。筆者は前稿まで、都道府県史の通史編を当該の都道府県内における編さん傾向を捉えるための基準と位置づけ、この刊行との相関を重視してきた。ところが、本稿での検討をつうじ、人脈と県史を補うだけの基本史料集にも注意すべきことを新たに提示できたのである。

### おわりに

日本史学の研究者として、一般の歴史ファンや将来その編さんに携わる者に対し既刊の史誌との向き合い方をいかにわかりやすく説明すべきか。この課題に対し筆者は、前稿まで、現代史用語「モーターゼーション」一つに限定しながら編さん傾向を説明する一覽表の作成に取り組んできた。本稿で新たに提示したのは、異なる二つのキーワードで一つの県域における編さん傾向の共通と相違を見出しながら目的の傾向を捉えていくための、一つの方法論である。確かに、本稿で説明したのは、一つの藩領がほぼそのまま県域となるパターンのモデルとして、高知県域の史誌編さん事業で近世史用語「異国船」をいかに扱ったのかを示す一覽表を提示し、現代史用語「モーターゼーション」の場合と対比させただけである。この意味では、これから高知県域あるいは同様なパターンの

県域の史誌を読む者に対して資料を提供したに過ぎない。しかし、学界で地域史研究や研究者の立場ばかりから近年議論が高まってきた自治体史論に対し、読者の視点という新たな議論を提起する成果だと考える。その提起では、人脈と、県史を補うだけの基本史料集の刊行との二つが新たなキーワードになった。

今回テーマにした近世史用語「異国船」の場合からうかがえたように、歴史用語には、時期・研究者によって認識や注目度の違いがある。人脈をつうじその違いを乗り越えたり、逆に、乗り越えないままその違いが史誌へ直接的に反映されたりする場合もある。これらに対し注意したいのは、原史料に込められた意図と異なる説明になってしまう可能性である。むろん、それには**第一章第一節**で愛媛県大洲市の例を挙げたとおり、差別的な表現を避ける意図ばかりで表記を改めた場合もあるだろう。こうした背景にまで踏み込み編さん傾向をわかりやすく説明することで、読者は初めて読む史誌と正しく向き合える。

最後に、本稿で提起した内容が高知県地域史のファンのみならずはば広く検討されて、史誌の議論に資することを願いたい。

註(1) 「昭和の大合併」の概要については例えば、市川喜崇『昭和

和の大合併』と『平成の大合併』『同志社法学』第六三一―



号(二〇一一年)、市川喜崇「昭和の大合併」再訪」『自治総研』第四一—三号(二〇一五年)を参照されたい。

- (2) 史誌編さん事業が地域史研究で果たした役割の評価点については、小山靖憲「地域史研究と自治体史編纂」『歴史科学』No.160(二〇〇〇年)、三木理史「近・現代 交通史調査ハンドブック」(古今書院、二〇〇四年)十三—十五頁、高田知和「歴史と地域社会—自治体史誌論・再々考—」『応用社会学研究』第二二号(二〇一一年)、小宅幸一「近・現代における地域を学ぶ機会の創出—自治体史等<sup>おおよぼ</sup>はどのように活用されるべきか、を考える—」『いわき明星大学人文学部研究紀要』第二八号(二〇一五年)の記述にもとづき、すでに鴨頭俊宏「瀬戸内地域の自治体史誌とモーターゼーション時代公共交通の動向」『中国四国歴史学地理学協会年報』第十四号(二〇一八年)で整理してある。

- (3) 関東近世史研究会企画局《企画例会》「関東近世史研究と自治体史編纂」。例会報告は『関東近世史研究』の第六八号(二〇一〇年)から直近だと第八二号(二〇一八年)まで、約一年ごとと継続的に掲載してある。

- (4) 瀧本壽史・佐藤良宣《学会動向》「地域—自治体史シンポジウム—自治体史編さん事業の成果と今後」の開催」『弘前大学國史研究』第一二六号、二〇一四年。

- (5) 例えば前掲註2小宅幸一「近・現代における地域を学ぶ機会の創出」では、福島県を対象フィールドとして検討を進め、一つの県内における共通点と相違点にまで注意を払う姿勢の重要性を提起した。しかしながら、掲げた表1「近隣市町村における自治体史の刊行状況」は、自治体の人口規模・面積に対し時期区分ごとに刊行された冊数とその種別を一覧できるようにしたものにとどまり、自身の提起について見とおせ

られる内容だといえない。

- (6) 前掲註2鴨頭俊宏①「瀬戸内地域の自治体史誌とモーターゼーション時代公共交通の動向」のほか、同②《修史研究》「山口県内における自治体史誌とモーターゼーション時代の公共交通」『山口県史研究』第二六号(二〇一八年)、同③「南四国地域の自治体史誌とモーターゼーション時代公共交通の動向」『中国四国歴史学地理学協会年報』第十五号(二〇一九年)、同④「山陰地域の自治体史誌とモーターゼーション時代公共交通の動向」『中国四国歴史学地理学協会年報』第十六号(二〇二〇年)。

- (7) 前掲註6鴨頭俊宏③「南四国地域の自治体史誌とモーターゼーション時代公共交通の動向」。以下、本文中で「前稿」は、この論文のことを指す。

- (8) 新村出編『広辞苑』第七版(岩波書店、二〇一八年)「異国」項

- (9) 林耀編『通航一覽』第八(清文堂出版、一九六七年)四四三頁、附録卷之十四「海防<sup>異國船</sup>部」

- (10) 日本史広辞典編集委員会編『日本史広辞典』(山川出版社、一九九七年)「唐船<sup>とうせん</sup>」項

- (11) 例えば、寛政八年(一七九六)に中国船が陸奥国本吉郡(現宮城県)へ漂着した件につき、瀬戸内海に浮かび長崎護送路に関係する伊予国松山藩領の岩城島(現愛媛県)の場合では、村役人が書き残す御用記録の表紙に「異国人通船日記」(上島町教育委員会所蔵「岩城村教育委員会旧蔵文書」、整理番号・十四—五六)と記してある。また、同十二年(一八〇〇)に遠江国山名郡(現静岡県)へ、同十三年(一八〇一)に紀伊国日高郡(現和歌山県)へ、それぞれ中国船が漂着した件については、同じ藩領の津和地島の場合、地誌の藩役人

- が書き残す公務日記の表紙に「紀州遠州江漂着夷人御用控」(愛媛県歴史文化博物館所蔵「八原家文書」、整理番号：一〇七)と、記してあった。
- (12) 松尾晋一『江戸幕府の対外政策と沿岸警備』(校倉書房、二〇一〇年)七六頁
- (13) 嘉永六年(一八五三)ペリー来航後に大洲藩へ課せられた外国船対応について、昭和四十七年(一九七二)刊行の『大洲市誌』の一九七〜一九八頁で「大洲藩においては、夷船が内海に乗り入れた際は出兵もあり得るといので」と記述していたのを、平成八年(一九九六)刊行の『増補改訂 大洲市誌―市制四十周年記念版―』上巻の二四八頁では「大洲藩においては、異国船が内海に乗り入れた際は出兵もあり得るといので」と、夷船の表記を改めている。
- (14) 『香我美町史』上巻(一九八五年)七一八・七九一〜七九二頁(本稿表2 No.五〇)
- (15) 『中村市史』(一九六九年)四二〇〜四二二頁(本稿表2 No.十五)。鴨頭俊宏「近世の公用交通路をめぐる情報―瀬戸内海を中心に―」(清文堂出版、二〇一四年)八四頁掲載表7「中国人・朝鮮人の漂着発生件数国別分布、慶長三(一五九八)〜明治五年(一八七二)」では、執筆時に読んだ資料にもとづいて中国人の漂着五件のみと表示した。数値の修正が必要である。
- (16) 『高知県』インターネットHP「高知県の海岸」  
<https://www.pref.kochi.jp/soshiki/175001/gyoumu-kagan.html> (二〇一九年十月現在)
- (17) 『赤岡町史』改訂版(二〇〇八年)一一二頁掲載図4「海防図」(本稿表2 No.六九)。研究史では、丸山雍成「海の関所と遠見番所」(渡辺信夫編『近世日本の都市と交通』、河出書房新社、一九九二年)が、その通史的な視点にもとづく先行研究に挙げられる。
- (18) 土佐藩の藩政史料である山内家史編修所編『山内家史料』や海事に関する法制史料を収録した高知県立図書館編『憲章簿』の第二巻 里正・浦方・山方・禽獸編(高知県立図書館、一九八四年)および第四巻 封疆・海禦・海衛・巡覧・通行・肝煎・手次編(高知県立図書館、一九八二年)を読む限り、藩庁は外国船のことを「異国船」と表記しつづけていた。ゆえに、これらの史料集を用いながら土佐藩の外国船対策史を説明しようとした岡本健一郎「土佐藩における異国船対策について―幕府法令の受容と体制整備―」(財団法人 土佐山内家宝物資料館『研究紀要』第六号、二〇〇八年)なども、もっぱら「異国船」と表記している。
- (19) 金指正三「近世海難救助制度の研究」、吉川弘文館、一九六八年
- (20) 大庭脩・田中謙二・松浦章・藪田貫編著『関西大学東西学術研究所資料集刊―江戸時代漂着唐船資料集―』十三―一〇十、関西大学出版部、一九八五〜二〇一八年
- (21) 藤田覚「海防論と東アジア―対外危機と幕藩制国家―」、青木美智男・河内八郎編『講座 日本近世史』第七 開国、有斐閣、一九八五年
- (22) 荒野泰典『近世日本と東アジア』、東京大学出版会、一九八八年
- (23) 水本邦彦「公儀浦触」発給の諸段階、朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質』近世・近代、思文閣出版、一九九五年
- (24) 前掲註18高知県立図書館編『憲章簿』第二・四巻
- (25) 武藤致和・平道ら編、高知県立図書館編集『土佐国史料集

成『南路志』第五〜七卷（高知県立図書館、一九九三〜一九九四年）が、藩の年譜を収録した巻に該当する。ただし、その第六卷（一九九三年）掲載の大野充彦「『南路志』にみる元禄大定目」によれば、史料の原本は戦災で焼失しているため、編集は東京大学史料編纂所や天理大学附属天理図書館などに残る写本に依拠することとなった。しかし、その写本のあいだにも、本稿のテーマ「異国船」を含めて用語の表記に異同がある。なお、本稿表2に登場する人物のうちこの編集委員を務めた研究者に山本大がいる。

## 【付記】

本稿は、令和元年六月十六日に高知大学で開催された『中国四国歴史学地理学協会 二〇一九年度大会』日本史学部会における《口頭発表》「自治体史誌と近世史用語『異国船』—高知県域の場合—」の内容を、一部修正のうえ成稿したものである。

（新居浜工業高等専門学校ほか）